

# 農業経済課の新設を模索する農水省

今年八月にまとまった農政審議会報告「新たな国際環境に対応した農政の展開方向」や食糧管理法に代わる「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（新食糧法）など日本農政が急激な変化を見せようとするなか、農水省が水面化で、農政新時代に備えた機構改革を模索している。

連立与党が掲げる政策の目玉の一つである行政改革の影響も受け、最大の焦点は約一万一〇〇〇人の職員を抱える食糧事務所の改編といえるが、同省内には「部局を含めた見直しも必要」（農水省幹部）との声が強まっている。現在、農家経営を所管とする農業経済課（仮称）などの新設が浮上しているが、農政改革を円滑に進めるためにも、同省がどこまで思い切った機構改革を打ち出すがカギとなっている。

「部局を含めた見直しも必要」（農水省幹部）との声が強まっている。現在、農家経営を所管とする農業経済課（仮称）などの新設が浮上しているが、農政改革を円滑に進めるためにも、同省がどこまで思い切った機構改革を打ち出すがカギとなっている。

「部局を含めた見直しも必要」（農水省幹部）との声が強まっている。現在、農家経営を所管とする農業経済課（仮称）などの新設が浮上しているが、農政改革を円滑に進めるためにも、同省がどこまで思い切った機構改革を打ち出すがカギとなっている。

機構改革問題は農政審議会が「農機協・農業委員会など農業関係団体」と並び、「行政組織の業務運営、組織のあり方について検討することが適当」と明記したのを受け、報告直後から同省は官房文書課、食糧庁を中心に見直し作業に着手している。

大河原農相もこれまで「機構改革はやらなければならぬ」と並々ならぬ決意を何度となく披れきしている。さらに農相は一〇月一五日の記者会見で、「組織・定員の問題の答を出さなくてはいけない。食糧関係は今度の通常国会には用

意したい」と語り、食糧事務所の現行体制見直しに伴う農産物検査法の改正などを準備中であることを明らかにしている。

だが、ここへ来て「食糧事務所の体制縮小など、大規模な改革は困難」との見方も出てきた。その理由は、ある農水省筋によると①行革の先行きが不透明になっている②新食糧法の全容がまだ固まっていない③食糧管理法改正問題で、社会党がコメの安全性の確立を強く主張した、などだ。

行革問題については、省庁側の姿勢はいたって消極的。「政権基盤が強固なら避けられないが、村山政権の今後も分らないのに、行革に手を上げる役所なんてない。手を上げたところで政権が崩壊したら目も当てられない」。農水省のある職員は行革問題への役所側の本音をこう語っている。このため「食糧事務所の改革も形だけ整えればいい」という訳だ。

また、新食糧法をめぐる農水省と連立与党の調整の中で、社会党は一貫して「安全性調査の充実」を法案に明記するよう強硬に主張してきた。このため与党内でも議論が続けたが、結局、この要求自体が法律になじまないことなどから、新食糧法自体には明確に規定することを避けることとなった。

## 農

水省は新食糧法の施行にともない、検査業務を徐々に農協など民間へ移行させたい考えを持っているが、こうしたことから機構改革の焦点である

食糧事務所問題は一つの壁にぶち当たっているのが実情だ。食糧事務所職員の削減問題が進展しない代わりという訳ではないが、最近になって急浮上しているのが農業経済課の新設だ。

経営感覚に優れた農家を育成するため「農家経営に視点を置く」というのが、この新しい課の特色。農家の経営手法や経営状況を所管とする。現在の農水省は、大臣官房と経済局、構造改善局、農畜園芸局、畜産局、食品流通局などに分かれているほか、食糧庁、林野庁、水産庁の三つの外局を持っている。各局の担務は、経済局が農林漁業税制、金融制度、農業共済などで、構造改善局が生産基盤や生活基盤の整備と農業の担い手の育成、農畜園芸局はコメのほか麦などの畑作物、蚕糸、果実、花きなどの生産に関する業務などに分かれている。コメを見れば、生産性の向上を図る圃場整備などが構造改善局、生産調整（減反）などが農畜園芸局、流通が食糧庁の所管となる。

つまり、現在の農水省の機構は、所管が土地利用と作物別の産品に分かれているだけで、農家経営という視点が欠落しているといっても過言ではない。

農政審議会報告では「活力に満ちた農業構造・農業経営の実現」を果たすため「経営政策ともいえるような政策展開を強化することが基本」とうたっている。農水省のある幹部も「これからの大規模農家は、生産だけでなく加工、販売まで

も含めた経営を見据えるべき」とし、これまでの「コメを生産すればそれで終わり」という農家では生き残りは難しい」と断言している。

さらに、来年四月には「農村漁村滞在型余暇活動のための

基盤整備の促進に関する法律」が施行される。同法は都市住民と農山漁村の人的交流を活発化させることを目的に、農林漁業体験民宿業の育成を推進する。都市住民のアウトドア志向、グリーンツーリズムの拡大などで、今後農家民宿の需要は格段と高まる見込みで、同法では公的な「全国農林漁業体験民宿協会」を設立して、これまでもあいまいなままになっている体験型民宿を整備する方針だ。

農政新時代に伴い、大規模な経営体による加工、販売業への展開はいうまでもなく、こうした民宿経営や欧州で見られる自家作物を利用した農家のレストラン経営など、今後の農家経営がますます多様化することは必死。裏返せば多様化に乗り切れない農家は先細りになっていくことは避けられず、生産者は新時代に向けた発想の転換が不可欠となる。

農業経済課の新設は、こうした新時代に備え、土地利用、作物別管理型から農家経営管理型機構への改革の第一歩。農政審議会報告や新食糧法で従来型農家の転換を求めた農水省が、どこまで新しい農政を本気で展開することができるか、農業経済課の新設はその試金石になるともいえそうだ。

時の政治状況を意識した行政、農業団体の公式見解と彼らの本音。建て前の言葉に振り回されない農業経営者のための農政展望として、一般紙経済記者にメディアののらない霞が関（農水省）・大手町（JA）の陰の声を報告してもらおう。